雫石町土地開発調整委員会設置要綱平成 14 年 4月 1日告示第 84 号

零石町土地開発調整委員会設置要綱を次のように定め、平成 14 年 4月 1日から適用する。

雫石町土地開発調整委員会設置要綱

(目的)

第1 この委員会は、雫石町における無秩序な土地等の開発を防止し、総合的かつ合理的な開発を図ることを基本理念とし、町において土地等の開発を行う者に対し協力を要請し、公共、公益的施設の整備を図り、もって本町の健全な発展と町民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「土地の開発」とは、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいうが、特定工作物の建設による土地の区画形質行為も含むものとする。

(調整対象)

- 第3 この委員会において調整する事項は、次のとおりとし、関係法令等による開発規制調整主管課は別表のとおりとする。
- (1) 国土利用計画法に基づ〈届出

(都市計画区域内 5,000 ㎡以上、外 10,000 ㎡以上)

- (2) 都市計画法に基づ〈届出〔(開発行為の事前協議)都市計画区域内 3,000 ㎡以上、外 10,000 ㎡以上〕
- (3) 岩手県ゴルフ場等大規模開発行為指導要綱に基づ〈事前協議
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づ〈施設設置
- (5) その他(自然環境保全に対する法律等)
- 2 宅地開発等に係る土地開発については、別に定める「宅地開発等事前協議に係る指導基準内規」に基づき、併せて指導及び調整を行うものとする。

(事前協議)

- 第4 雫石町内において前条に規定する「土地の開発」を行おうとする者は、各種関係法令等の協議を行う前に、町長に開発行為に関する事前協議書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の提出があったときは、速やかに委員会又は幹事会において調整等を行い、これに伴う必要な指示等を、書類提出した者に行うものとする。

(組織)

- 第5 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は副町長、副委員長は経営推進課長をもって充てる。
- 3 委員は、総務課長、環境対策課長、商工観光課長、農林課長、地域整備課長、上下水道 課長、教育委員会社会教育課長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

(職務)

- 第6 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第7 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めた場合は委員会に関係担当者及び町内各関係団体職員の 出席を求めて意見を聴することがある。
- 3 委員長は、会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、回議して会議の調整等に代えることができる。

(幹事会)

- 第8 委員会に、資料収集及び専門的な調査検討を行うため、必要に応じて幹事会を置く。
- 2 幹事会は、経営推進課長及び委員長が指名する職員をもって構成し、幹事長は経営推進課長をもって充て、副幹事長は幹事の中から幹事長が指名する職員をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、経営推進課において処理する。

(補則)

- **第 10** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
- **前 文**(抄)(平成 16 年 4 月 1 日 告 示 第 146 号) 平成 16 年 4 月 1 日 より適用する。
- **前 文**(抄)(平成 19年3月23日告示第43号) 平成 19年4月1日より適用する。

別表(第3関係)

開発関係法令等開発行為の調整主管課

法令等調整事項	主管課
(1) 道路法並びに河川法等に関すること。	地域整備課
(2) 都市計画法及び建築基準法等に関すること。	地域整備課
(3) 下水道法等に関すること。	上下水道課
(4) 上水道等に関すること。	上下水道課
(5) 農地法及び農振法に関すること。	農業委員会及び農林
	課
(6) 農道及び農業水利等に関すること。	農林課
(7) 漁業権等に関すること。	農林課
(8) 林地開発及び保安林等に関すること。	農林課
(9) 消防法等の施設に関すること。	総務課
(10) 道交法等交通安全施設に関すること。	総務課
(11) 文化財保護に関すること。	社会教育課
(12) 保健衛生及びゴミ処理等に関すること。	環境対策課
(13) 公害防止対策に関すること。	環境対策課
(14) 自然環境保全関係法令に関すること。	商工観光課
(15) 国 土 法 及 び公 拡 法 に関 すること。	地域整備課
(16) 企業誘致に関すること。	商工観光課
(17) 宅地開発等事前協議に係る指導基準内規に関する	総務課、環境対策課、
こと。	地域整備課及び商工
	観光課
(18) その他必要と認められる事項	

₩ 様式第1号(第4関係)

水 15 (わ * 氏 				
	番			뮺
	平成	年	月	目
幸石町長 殿				
200				
	所			r#
	名 絡先			印
~	(Tel)	
開発行為に関する事前	協議書			
次の開発計画について、事前指導を受けたく協	議します。			
記				
1 開発事業の名称				
1			外 :	筆
2			/r .	丰
4 設計説明書 別紙のとおり				
5 添付資料				
こ 1,550 1,750				
(2) 区域図(公図等)				
(3) 土地利用計画図(縮尺 1/1,000)				
(4) 人登記簿謄本、会社概要書等				